

社会的養護のあり方に関する専門委員会 主な検討課題(案)

1. 社会的養護のあり方について

- 社会的養護の目的
- 施設養護と家庭的養護の果たすべき機能と協働
- その他

2. 施設養護のあり方（施設サービス体系のあり方等）について

- 施設の小規模化（ケア形態の小規模化、子どものニーズに対応する家庭的・個別的ケア等の強化）
- 生活機能と治療機能などのケア機能強化
- ケアの連続性の確保（年齢要件による措置変更等の問題の解決）
- ケア担当職員の質的・量的な確保
- 地域支援機能などの在宅支援機能強化
- 一時保護機能のあり方
- その他

3. 家庭的養護（里親・グループケア等）のあり方について

- 里親制度の普及・啓発
- 専門性の確保
- 里親機能の拡充
- 里親支援の強化
- その他

4. 家族関係調整及び地域支援について

- 家族への支援や親権者との関係調整
- 関係機関との連携、地域におけるサポートシステムの確立
- その他

5. 年長の子どもや青年に対する自立支援について

- 年長の子どもや青年に対する支援（住居・就労等）のあり方
- 自立援助ホームの機能や役割の強化
- その他

6. 社会的養護の質の向上

- 子どもの権利擁護の強化
- 施設入退所等に関するアセスメントの策定
- 支援プログラムのあり方（個々の状況に応じた支援計画の策定等）
- サービス評価の実施
- 社会的養護関係者に対する養成、研修の拡充
- その他

7. その他

社会的養護のあり方に関する専門委員会 第1回 検討課題及び各委員発言状況

平成15年5月23日開催

検討課題	検討項目と委員からの意見	関係団体研究会等の意見	虐待防止専門委員会提言
1. 社会的養護のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネットの役割 ・子どもの権利擁護の視点 ・育児の社会化、子どもは社会の中で育つという視点 ・人は人として守られる、という発信 ・地域養護、周辺サポートを加える ○施設養護と家庭的養護等の果たすべき機能と協働 <ul style="list-style-type: none"> ・施設養護から家庭的養護へ ・施設と里親の共存、施設機能と里親機能の融合の視点、これらに関連づけた議論 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・この分野へのこれまでの社会的コストの投入が不十分 ・社会に向けた発信していく必要 ・当面の課題と中長期課題の混在の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・最善の利益に配慮した人権・発達保障（子どもの権利擁護・発達権の保障、自立支援（児童養護施設近未来像）） ・子どもと大人との信頼関係の構築、愛着関係の再形成（同近未来像） ・家族再統合、再統合が困難な場合の新しい家族関係の再建に向けた援助（同近未来像） ・施設養護か里親養護かという二者択一的なとらえ方から脱却し、パートナーとして相互連携・協力する必要（児童養護施設近未来像、里親制度研究会） ・要保護児童問題に対応してきた社会的養護サービスを含む新たな「社会的子育て支援システム」の構築（児童養護施設近未来像） 	
2. 施設養護のあり方（施設サービス体系のあり方等）について	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の小規模化（ケア形態の小規模化、子どものニーズに対応する家庭的・個別的ケア等の強化） ○生活機能と治療機能などのケア機能強化 ○ケアの連続性の確保（年齢要件による措置変更等の問題の解決） ○ケア担当職員の質的・量的な確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模化の必要性（児童養護施設の規模の縮小、里親委託の拡大の両面から実施）（児童養護施設近未来像） ・居住機能の地域分散化、個別化とそれを可能とする職員配置等十分な財政的裏付けが必要、第一段階としてユニットケアへの転換（同近未来像） ・小規模施設の機能を補完・支援する基幹施設（アセスメント、治療、家族調整機能）の設置（同近未来像） ・養育単位の小規模化、担当養育制（乳児院委員会） ・心理療法担当職員の全施設配置、常勤化（児童養護施設近未来像） ・セラピストを複数配置し、環境療法を実施できる心理的ケア機能強化型施設の検討（同近未来像） ・乳児院における乳幼児虐待ケアセンター機能（アセスメント、子どもへの治療的養育、保護者への援助等）の整備（乳児院委員会） ・居住型社会的養護サービスの統合の道を模索、ゆるやかな再編（児童養護施設近未来像） ・措置変更時期の柔軟化（乳児院委員会） ・慣らし保育の実施など児童養護施設との連携（同委員会） ・個別対応を可能とする職員配置基準の改善（児童養護施設近未来像） ・保育士養成課程の見直し（同近未来像） ・地域小規模児童養護施設の増設（同近未来像） ・研修体系の整備、研修の評価（乳児院委員会） ・直接処遇職員の増員（1対1）、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門職員の常勤配置（同委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の小規模化や里親制度の充実を基本にしながら、あり方を検討（委員会） ・生活と治療の両側面の充実が必要（委員会） ・ケアと治療を目的とした中核拠点施設を定め、そこを中心とした支援のモデル実施（委員会） ・乳児院と児童養護施設の関係について検討（委員会） ・施設の満杯状態への早急な対応が必要（委員会） ・実習を充実させた研修（委員会） ・ケアに関わる研修プログラムの開発、ケアワーカーの養成（委員会） ・職員のメンタルヘルスのための相談体制の確保、スーパーバイザーの配置（委員会） ・担当職員数の拡充についても検討（委員会） ・措置費体系の見直しや最低基準の改善について検討

検討課題	検討項目と委員からの意見	関係団体研究会等の意見	虐待防止専門委員会提言
2. 施設養護のあり方（施設サービス体系のあり方等）について	○地域支援機能などの在宅支援機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターの増設と市町村実施主体化（児童養護施設近未来像） ・訪問・通所型社会的養護サービスの充実および開発（同近未来像） ・乳児院による居宅への訪問型育児支援サービスの検討（乳児院委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童中心から外を向いた仕事が求められる（安達） ・児童家庭支援センターを核にした地域支援のあり方を検討（委員会） ・施設のノウハウを活用した在宅支援を行うため、児童家庭支援センターの整備促進、ファミリーソーシャルワーカーの配置が必要（委員会）
	○一時保護機能のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・混在解消のための一時保護施設のあり方を検討する必要（児童養護施設近未来像） ・一時保護委託費の改善（乳児院委員会） 	
	○その他		
3. 家庭的養護（里親・グループケア等）のあり方について	○里親制度の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な家族を受け入れる風土、啓発必要 ・最初から完璧な里親を認定しようという発想から脱却、段階的に里親を作り出すことが必要 ・多様な里親形態、活用形態の推進（週末里親、里親型グループホーム等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親・専門里親の開拓、啓発（乳児院委員会） ・里親の名称の検討（里親制度研究会） ・里親の社会福祉事業化の検討（同研究会） ・養子縁組との混同が親の委託同意を妨げているとの指摘（同研究会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及しない原因究明とそれを踏まえた対策（委員会）
	○専門性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉専門職としての里親を位置付け（里親制度研究会） ・虹センターなどでの研修の実施等研修の充実（同研究会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習を充実させた研修により職員の意識向上を図る
	○里親機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・里親ファミリーホーム（グループホーム）の創設（児童養護施設近未来像、里親制度研究会） ・青年短期里親の創設（同研究会） ・短期里親による子育て支援短期利用事業の実施（同研究会） ・専門里親、親族里親に対する委託児童の拡大（同研究会） 	
	○里親支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所のサポートが不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親研修、養育実習、相談など里親への支援、児童家庭支援センターなどによる相談・支援（乳児院委員会） ・児童福祉施設にファミリーソーシャルワーカーを配置し、里親からの相談、研修、レスパイトケア、関係調整など、里親支援機能を拡充（里親制度研究会） ・里親手当の改善（同研究会） ・里親サロンの創設（同研究会） ・里親担当児童福祉司の配置（同研究会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトケア、ケアワーク含め、施設が里親を支援する体制（委員会）
	○その他		

検討課題	検討項目と委員からの意見	関係団体研究会等の意見	虐待防止専門委員会提言
4. 家族関係調整・支援について	<ul style="list-style-type: none"> ○家族への支援や親権者との関係調整 <ul style="list-style-type: none"> ・家族への支援を常に並行して考えることが必要 ・親権者との関係性、コントロールを考えることが必要 ○関係機関との連携、地域におけるサポートシステムの確立 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤のファミリーソーシャルワーカーを配置し、家族調整（児童養護施設近未来像） ・親に対する援助の制度化、司法介入、親権の見直し、未成年後見制度の改善（同近未来像） ・親子訓練室の活用による母子入所など親子の愛着形成のための計画的な取り組み（乳児院委員会） ・保護者との関係強化、援助技術の習得はじめ親とのコミュニケーション技術の向上（同委員会） ・児童相談所との関係強化、家庭支援専門相談員による連携（同委員会） 	
5. 年長の子どもや青年に対する自立支援について	<ul style="list-style-type: none"> ○年長の子どもや青年に対する支援（住居・就労等）のあり方 ○自立援助ホームのあり方 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援里親の創設（里親制度研究会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点の確保や就労支援をも視野に入れた検討が必要 ・整備・拡充が必要
6. 社会的養護の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利擁護の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・里親委託された子どもの権利擁護の仕組み必要 ○施設入退所等に関するアセスメントの策定 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとっての最善の利益の見立て、専門性判断 ○支援プログラムのあり方（個々の状況に応じた支援計画の設定等） ○サービス評価の実施 ○社会的養護関係者に対する養成、研修の拡充 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の権利擁護機関化（児童養護施設近未来像） ・援助計画の策定と再評価、その際の児童相談所との連携（乳児院委員会） ・児童相談所における的確なアセスメント手法の開発とそれに基づく養育支援計画の策定（里親制度研究会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内虐待を防止する体制や施設内での子どもの行動上の問題に対応する体制が必要（委員会） ・最適な社会的養護を提供するための的確なアセスメントが必要（委員会） ・施設の退所等に際しての客観的なガイドラインの策定（委員会） ・親と子が置かれている状況を客観的に判断するアセスメントツールの開発（委員会） ・第三者機関によるチェックシステム（委員会） ・客観的な評価を進めるための評価者の養成（委員会）
7. その他			

児童虐待の防止等に関する専門委員会の報告書の とりまとめについて

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室

○ 設置の経緯等

児童虐待の一つの動向を示す児童相談所に寄せられる虐待に関する相談件数が、ここ数年大幅に増えてきているとともに、内容的にも親の意に反する入所措置を家庭裁判所に申し立てる件数の増加など対応が困難なケースが増加しており、本問題は依然として早急に対応すべき社会的課題となっている。

また、児童虐待防止に向けた取組みの中心である「児童虐待の防止等に関する法律」（施行 平成 12 年 11 月 20 日）の附則において「児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後 3 年を目処として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされている。

このため、児童虐待防止に関する現行制度の実施状況等を踏まえて、医療、保健、福祉、法律などの専門的知見から制度全般にわたり課題を整理、検討することとし、社会保障審議会児童部会に児童虐待の防止等に関する専門委員会（委員長 柏女霊峰淑徳大学社会学部教授）を設置し、昨年 1 2 月 3 日に第一回委員会を開催。

被虐待児童への対応は一般的には予防、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアの 3 段階に整理されることから、本専門委員会にあっても、それぞれにワーキングチームを立ち上げ、その検討チームでの議論も合わせ計 1 4 回開催し、6 月 1 8 日に報告書がとりまとめられた。

○ 専門委員会での議論に共通する考え方

1. 予防から自立までの切れ目ない支援

現行の虐待防止法は主として、早期発見・対応について規定されているが、虐待防止対策の目標は、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、ひいては社会的自立に至るまでを支援すること。

この観点に立ち、発生予防から虐待された子どもの自立に至るまで、多様な関係機関による切れ目のない支援体制を整備。

2. 待ちの支援から支援を要する家庭への積極的アプローチに転換

児童虐待の特性（家庭（地域）内で発生、虐待と認めない親が多いなど）にかんがみ、親の権利や個人のプライバシーに最大限配慮しつつも、関係機関側から積極的に親・子に支援を働きかける方策を推進。

3. 家族再統合・家族養育機能の再生を目指し、親も含めた家族を支援

家庭的な暖かい養育環境での生活が子どもの健全育成には望ましいとの基本認識の下、家族再統合・家族養育機能の再生を目指す方向で支援。

この考えに基づき、子どもに対する支援はもとより親（含む里親）を含めた家族を支援するという視点に立ち施策を推進。

また、それが困難な場合であっても、できる限りそれに準じた生活環境の確保に努める。

4. 虐待防止ネットワークなど市町村の取り組みを強化

児童虐待問題の解決に当たっては、地域、特に市町村における取り組みが重要。なお、その際には、都道府県（児童相談所、保健所等）との協力関係の確保が必要。

○ 主たる議論の内容

（予 防）

虐待予防に関する保健師等の専門的支援については、「支援を望む人に幅広く」から「支援を必要とする人にきめ細かく」へと考え方を転換し、支援の重点化を図っていくべき。

- ・ 生後間もない時期の家庭、健診未受診家庭など、自ら訴え出ないが実際には過重な負担のある養育者を中心に積極的にアプローチ。
- ・ 支援すべき者の確実な把握や支援内容を的確に判断するため、リスク要因や程度をアセスメントする指標を確立。
- ・ 一義的な相談など虐待の予防に関する市町村の役割を強化。
- ・ 子どもの人権尊重の明確化、周知。

（早期発見・早期対応）

虐待防止対策の中心である児童相談所の現行体制は限界との認識の下、一部の業務の委譲、司法関与による機能強化、市町村の役割の明確化などを行うべき。

- ・ 業務の重点化、機能の強化など児童相談所の全体（含む一時保護所）の在り方の見直し。（→具体的には児童部会でさらに検討）
- ・ 民間団体も含めた幅広い虐待防止市町村ネットワークの設置促進。
- ・ 地域福祉の核である福祉事務所（家庭児童相談室）、児童委員などの活用。
- ・ 家庭裁判所の承認に基づく親の意に反する施設入所措置については、
 - ①期限付きのものとし、必要に応じ、再審査をするなどの仕組み、
 - ②子どもの安全を確保する観点から保全処分ができる仕組み、の導入に向け検討。

- ・ 保護者指導に関しては、家族再統合等を促す観点から司法の枠組に適する
ような制度設計を前提に司法関与の制度導入を検討。
- ・ 18才以上の未成年の親の親権喪失については、児童相談所長による申立
を認めることが適当。

(保護・支援・アフターケア)

子どもの安全・安心な生活の保障に留まらず、子どもの自立支援、
更には親指導を通じた家族再統合・養育機能の再生をめざすべき。

このため、「家族」への支援という視点に立ち、親指導の充実に取り
組んでいくとともに、仮に再統合が困難な場合であっても可能な
限り家庭的な生活環境を保障すべき。

- ・ 規模の小さな施設、里親制度、自立援助ホームの充実。(→具体的な児童
福祉施設体系や里親の在り方については「社会的養護のあり方に関する専門
委員会」においてさらに検討)
- ・ 在宅支援の強化の観点からは、NPO等民間団体も含めた広範な関係者
からなる虐待防止市町村ネットワークの整備促進。
- ・ 自立に向けた長期支援には「見守り役」としての市町村の役割が重要
- ・ 保護者指導に関しては、家族再統合等を促す観点から司法の枠組に適する
ような制度設計を前提に司法関与の制度導入を検討。(再掲)
- ・ 保護者に対する治療・指導プログラムの充実、発展。

※ なお、予防から保護・支援までのすべての段階で、関係職員等の資質の向上
の必要性が指摘されている。

○ 今後のスケジュール

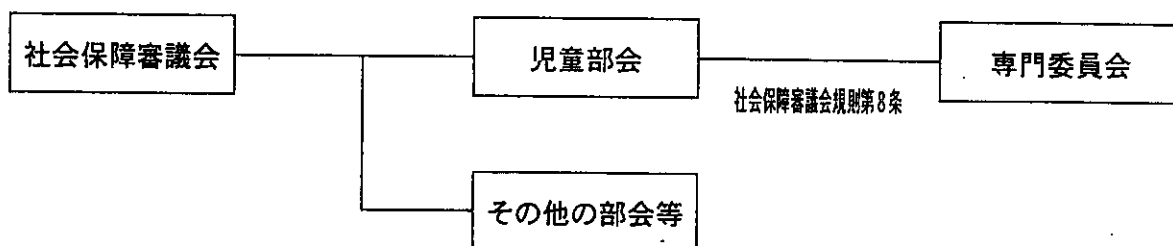
都道府県、市町村の役割、児童相談所の在り方については児童部会（本テーマ
に関する第1回として5月30日に開催）で、児童福祉施設、里親等の在り方につ
いては「社会的養護のあり方に関する専門委員会」（5月23日に第1回を開催）で、
それぞれ児童虐待の防止等に関する専門委員会での議論を踏まえつつ、引き続き
議論することとされている。これら全ての議論を10月頃を目途として集約し、
児童部会として制度見直しの基本的な方向を取りまとめる予定。（別紙1）

○ 委員名簿

別紙2

なお、関係省庁等もオブザーバーとして参加。（警察庁、法務省、文部科学省、
最高裁判所）

○ 専門委員会の位置付け



- ※ 社会保障審議会運営規則（平成13年1月30日社会保障審議会決定）
第8条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

これまでの協議経緯

○専門委員会

第1回	平成14年12月3日（火）
第2回	平成15年1月29日（水）
第3回	平成15年5月19日（月）
第4回	平成15年6月2日（月）
第5回	平成15年6月18日（水）

○各検討チームごとの協議

（虐待の発生予防に関する検討チーム）

第1回	平成15年1月7日（火）
第2回	平成15年4月21日（月）

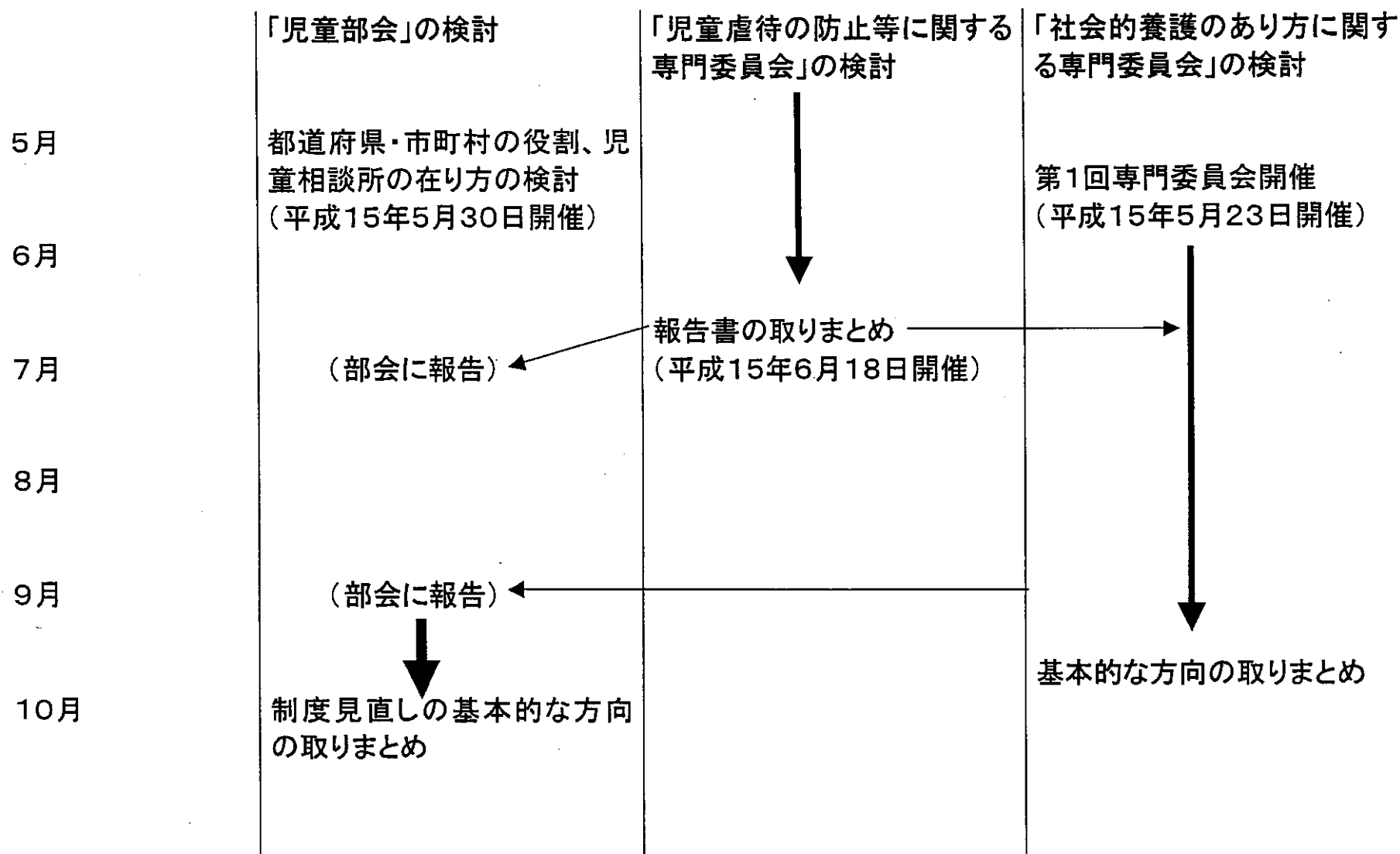
（虐待の早期発見・早期対応に関する検討チーム）

第1回	平成15年1月8日（水）
第2回	平成15年2月12日（水）
第3回	平成15年4月18日（金）
第4回	平成15年5月2日（金）

（被虐待児童に対する保護・支援に関する検討チーム）

第1回	平成14年12月24日（火）
第2回	平成15年2月17日（月）
第3回	平成15年4月18日（金）

今後の児童部会の進め方について



児童虐待の防止等に関する専門委員会

委員名	役 職
-----	-----

◎ 柏女 霊峰 淑徳大学 社会学部 社会福祉学科 教授

(虐待の発生予防に関する検討チーム)

※ 川名 紀美	朝日新聞 論説委員
※ 佐藤 拓代	大阪府健康福祉部 地域保健福祉室長
田中 康雄	国立精神・神経センター精神保健研究所 児童・思春期精神保健部 児童期精神保健研究室長
柳田 喜美子	日本医師会 常任理事
山田 和子	国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 看護マネジメント室長

(虐待の早期発見・早期対応に関する検討チーム)

青木 晋	東京家庭裁判所 判事
影山 秀人	横浜みらい法律事務所 弁護士
才村 純	日本子ども家庭総合研究所 ソーシャルワーク研究担当部長
※ 津崎 哲郎	大阪府中央児童相談所長
吉田 恒雄	駿河台大学 法学部 教授

(被虐待児童に対する保護・支援等に関する検討チーム)

◎ 奥山 真紀子	国立成育医療センター こころの診療部長
加賀美 尤祥	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
高橋 利一	法政大学 現代福祉学部 教授
西澤 哲	大阪大学大学院 人間科学研究科 助教授
◎ 松原 康雄	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授

(◎ : 委員長 ○ : 副委員長 ※ : 座長)